

横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業

【定期利用】

◎ひとり親家庭等日常生活支援事業【定期利用】とは

○横浜市内にお住いのひとり親家庭等の方が、仕事等により帰宅が遅くなる場合などに、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、日常生活を支援します

◎対象者

○「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に定める母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦※

○現在、配偶者と離婚調停中であり、かつ別居をしている母又は父（20歳未満の児童を扶養していること）

※母子家庭の母、父子家庭の父とは

配偶者（内縁関係を含む）が死亡、もしくは離婚等により、配偶者がいない状態となった方がその後も婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）をせず20歳未満の児童を扶養している家庭のお母さん又は、お父さんです。

※寡婦とは

かつて、母子家庭であった方で、子が成人していて、現在も配偶者のいない方です



◎支援内容 支援の種類は、「生活援助」と「子育て支援」です。

支援の種類	子育て支援	生活援助
○支援内容	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児の保育 (授乳、おむつ交換、沐浴介助、育児環境の整備など)・児童の生活指導 (衣類の着脱、洗面、手洗い、排泄)	<ul style="list-style-type: none">・こどもの食事の世話
○支援場所	原則として支援員（ヘルパー）の居宅 ※利用者居宅における子育て支援についても応相談。	利用者の居宅

※支援ができるのは日常で生じる**最低限の家事・育児**です。範囲を超える支援はできません。

◎利用できる条件

【対象者】

- 小学生以下の児童と生計を同一にしている方。
- 利用者が就業していて、就労により残業等がある方。

【利用できる時間帯】

就労（早朝勤務・残業・夜勤等）により不在となる時間帯（早朝または16時～夜にかけて）

※児童のみで過ごす時間がある場合に限りです

【利用上限】

- 利用頻度：月10日まで
- 利用上限：1年間（証明書の有効期間内）で240時間まで

◎ 定期利用をご利用にあたっての注意

※次の場合は利用できません

- ・同居の親族等が対応できる場合（例：児童の親族などがいる場合）
- ・在宅勤務などにより保護者が在宅している場合
- ・宿泊を伴う出張等で、当日中に児童の引き渡しができない場合

- ・放課後児童クラブ等が利用できる場合は、そちらを優先してご利用ください

- ・児童の見守りが中心となるため、家事支援は内容が制限される場合があります（献立や調理方法への細かな指定や、お子さまから目が離れやすい部分の掃除等に対応できません）・希望する日時や回数どおりに利用できない場合があります

※ルールに沿わない利用（例：昼間の利用、保護者在宅時の利用等）は、自己負担となる場合があります。

◎ よくあるご質問

Q：送迎だけお願いできますか？

A：送迎のみでの利用はできません。お子様の見守りや準備等を含む支援の中での対応となります。

Q：証明書があれば必ず利用できますか？

A：必ず利用できるものではありません。事業者の状況により、日時や回数のご希望に添えない場合がありますので、事前にご相談ください。

Q：どのくらい利用できますか？

A：証明書の有効期間内で、月10日・合計240時間まで利用できます。証明書の有効期間は発行から1年です。継続して利用する場合は改めて手続が必要となります。なお、証明書の発行には**概ね3週間程度**かかりますので、余裕をもってお手続きください。

◎ 手続きの流れ

申請者（あなた）

① 申請書の提出

横浜市「証明書交付申請書」と必要書類をご提出ください。

詳しくは3ページ「申請書類」をご確認ください。

こども青少年局 こども家庭課



ヘルパー事業者

② 証明書の発行

こども青少年局こども家庭課から、証明書を送付します。

③に必要な「日常生活支援事業登録申込書」も同封します。この証明書の送付まで、概ね3週間程度かかりますのでご了承ください。

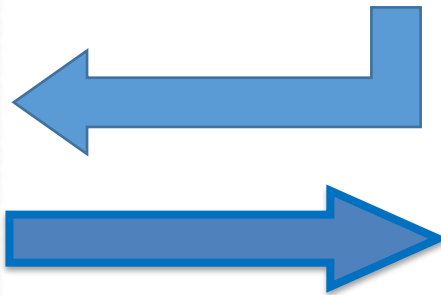
また、証明書の有効期限は発行日から1年後の月末までとなります。

※継続して利用する場合は、有効期間終了前に改めて手続きを行ってください。



③ 事業者への登録申し込み

選択する受託事業者1者に対し、事前連絡の上、「日常生活支援事業登録申込書」を提出し、登録申し込みをしてください。



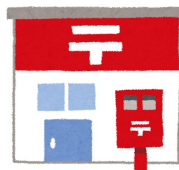
④ 支援開始

③にて受託事業者と契約が成立しましたら、ご利用の前に、事業者に派遣希望内容をご相談ください。

相談の連絡方法及び申込期限等は事業者により異なります。

なお、派遣日時については事業者の状況により、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

また、利用日程の変更（又は中止）は、事業者が定める期日までに、事業者にご連絡ください。期日以降にキャンセルした場合は、事業者が定めるキャンセル料を直接事業者へお支払頂きますのでご注意ください。



■ 各種変更について

住所や世帯状況に変更があった場合は、所定の手続きが必要です。

◎申請書類

①全員必要なもの

- 1 証明書交付申請書
- 2 申請者本人の個人番号カード（両面）
- 3 世帯全員の住民票の写し（原本）
※個人番号カードの提出ができない場合には個人番号が記載されたものを発行してください。
※本籍・世帯主の氏名及び続柄、外国人記載事項の表示は省略しないでください。
※申請日から1か月以内の物を添付してください。
- 4 次の①～②うち1点
 - ①児童扶養手当受給証書の写し
 - ②当該申請者および申請者が扶養している児童等の戸籍全部事項証明書（原本）
※①は児童手当受給証書ではありません。ご注意ください。
※②を提出する場合、申請日から1か月以内発行したものを添付してください。



申請書の
ダウンロード
はこちら

②①に加えて必要になる書類

- 上記①2が通知カードのコピーの場合、次のア～エのいずれか1点（写真が入ったページ）

ア 運転免許証 イ 身体障害者手帳 ウ 精神障害者福祉保健手帳

エ 在留カードまたは特別永住者証明書

またはカ～ケのいずれか2点のコピー

カ 国民健康保険証 キ 健康保険証 ク 国民年金手帳

ケ 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書

- ひとり親家庭の類型について「その他（離婚調停中等）」を選択された場合、アからエのいずれか1点のコピー

ア 離婚協議申し入れにかかる内容証明郵便の謄本 イ 調停期日呼出状の写し

ウ 家庭裁判所における事件係属証明書 エ 調停不成立証明書

<問合せ・申請書送付先>

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市こども青少年局 こども家庭課 日常生活支援事業

TEL : 045-671-2390

FAX : 045-681-0925

◎令和8年度事業者一覧

※派遣時間以外の早朝・深夜や、下記の利用可能日以外での利用可否については、事業者にご直接お問い合わせください。ただし、いずれの時間帯も事業者の状況により、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

※トラブル防止のため、利用予定日時直前の日程変更やキャンセルなどの場合は、必ずお電話にて事業者にご連絡ください。メール連絡の場合、事業者が事前に確認ができず、事業者が定めるキャンセル料の対象となることがあります。

①生活援助及び子育て支援の実施事業者

事業者名	所在地	問合せ	派遣可能区	派遣時間	利用可能日
社会福祉法人 たすけあいゆい (たすけあいゆい わかば)	〒232-0041 南区睦町1-31-1	730-3466	南区	9:00 ～ 18:00	月から金 (祝祭日、 お盆 年末年始を 除く)
株式会社 明日香	〒112-0002 東京都文京区 小石川5-2-2 明日香ビル3F	03- 6912-2125	鶴見区・ 神奈川区・ 西区・中区・ 磯子区・ 港北区・ 緑区・ 戸塚区・泉区	9:00 ～ 18:00	月から金 (年末年始 を除く祝祭 日は都度相 談)
特定非営利活動法人 さくらんぼ	〒246-0022 瀬谷区三ツ境 17-1	363-8037 nankuru@sakuranbo.or.jp	旭区 瀬谷区	8:00 ～ 18:00	月から金 (年末年始を 除く、土日は 応相談)
特定非営利活動法人ピッ ピ・親子サポートネット (ピippi・ヘルパーケア)	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町 1065-5 森ビル 五番館201号	342-5674 piphelper@npo-pippi.net	青葉区	9:00 ～ 18:00	月から金 (祝祭日、 年末年始を 除く)
福祉協会つるみ(鶴見) 福祉協会たすけあい(港北)	〒230-0062 鶴見区豊岡町7-10 パーライトビル8 階	鶴見 717-5885 港北 402-8738	鶴見区 港北区	8:45 ～ 17:30	月から金 (祝祭日、 年末年始を 除く)

事業者名	所在地	問合せ	派遣可能区	派遣時間	利用可能日
株式会社ss-consul 子育て支援事業部	〒220-0004 西区北幸1-11-1 水信ビル7階	0466-54-3270 info@ss-consul.net 	全区	8:00～ 21:00	月から日 (お盆、 年末年始を 除く)
エフィラグループ株式会社	〒222-0033 港北区新横浜3-2-3 エピックタワー新横浜 19階	594-8945	全区	7:30～ 18:30	月から金 (祝祭日を 除く)
特定非営利活動法人 びーのびーの	〒222-0037 港北区大倉山2-7-47 シャトレ大倉山103	080-6591- 1986	鶴見区、神奈 川区、港北区、 緑区、都筑区、	8:00 ～21:00	月～日 (お盆、年 末年始を除 く)

②生活援助のみの実施事業者

事業者名	所在地	問合せ	派遣可能区	派遣時間	利用可能日
特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ たすけあいせや	〒246-0022 瀬谷区三ツ境109-3- 301	366-6105 tasukei.92.seya@vesta.ocn.ne.jp	瀬谷区	9:00 ～ 17:00	月から金 (祝祭日、 年末年始を 除く)
NPOワーカーズくまさん	〒226-0006 緑区白山3-1-9	938-5513 kumasantakeyama@yahoo.co.jp	緑区	9:00 ～ 17:00	月から金 (祝祭日、 お盆、 年末年始を 除く)